

別添

	医政発第 0401007 号
	平成 21 年 4 月 1 日
一部改正	医政発 0329 第 8 号
	平成 23 年 3 月 29 日
一部改正	医政発 0320 第 18 号
	平成 26 年 3 月 20 日
一部改正	医政発 0409 第 20 号
	平成 27 年 4 月 9 日
一部改正	医政発 1111 第 5 号
	平成 28 年 11 月 11 日
一部改正	医政発 0327 第 39 号
	平成 29 年 3 月 27 日
一部改正	医政発 0831 第 3 号
	令和 3 年 8 月 31 日
一部改正	医政発 0623 第 17 号
	令和 5 年 6 月 23 日

産科医療確保事業等実施要綱

第 1 産科医療機関確保事業

1 目的

この事業は、実際に分娩を取り扱う病院及び診療所（以下「産科医療機関」という。）が減少している現状にかんがみ、産科医療機関への財政的支援を実施することにより、身近な地域で安心して出産できる環境を整備することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協その他厚生労働大臣が認める者とする。

3 設置基準

整備する産科医療機関については、以下の要件をすべて満たすもの又はこれに準じるものと都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めたものとする。

(1) 当該年度において分娩を取り扱うこと。

(2) 所在する地域が以下のいずれかに該当すること。

ア 前年度末において、分娩を取り扱う病院の数が1以下であり、かつ、分娩を取り扱う診療所の数が2以下である二次医療圏

イ 次に掲げる地域で、かつ、他に産科医療機関のない離島

(ア) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」

(イ) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する「奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域）」

(ウ) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する「小笠原諸島」

(エ) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する「離島」

(3) 最寄りの他の産科医療機関まで通常の交通機関を利用して（通常の交通機関を利用できない場合は徒歩で）概ね1時間以上を要すること。

(4) 前年度の分娩取扱件数が概ね360件以下であること。

(5) 当該年度において妊産婦の健康診査を実施すること。

(6) 分娩費用が原則として健康保険法（大正11年法律第70号）第101条に規定する出産育児一時金の金額相当又はそれ以上であること。

(7) 各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されること。

4 整備基準

(1) 施設

産科医療機関として必要な分娩室、病室等又は遠隔地からの妊産婦及びその家族のための宿泊施設を設けるものとする。

(2) 設備

産科医療機関として必要な分娩台、超音波診断装置、分娩監視装置等を整えるものとする。

5 留意事項

産科医療機関は、厚生労働省医政局が実施する各種調査等に協力し、事業の実施状況を報告すること。

第2 分娩取扱施設整備事業

1 目的

この事業は、実際に分娩を取り扱う病院、診療所及び助産所（以下「分娩取扱施設」という。）が減少している現状にかんがみ、分娩取扱施設への財政的支援を実施することにより、身近な地域で安心して出産できる環境を整備することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協その他厚生労働大臣が認める者とする。

3 設置基準

整備する分娩取扱施設については、以下の要件をすべて満たすもの又はこれに準じるものと都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めたものとする。

(1) 当該年度において分娩を取り扱うこと。

- (2) 当該地域において、他に分娩を取り扱う施設が少なく、設置等の必要性を医療計画等に記載していること。
- (3) 当該年度において妊産婦の健康診査を実施すること。
- (4) 分娩費用が原則として健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 101 条に規定する出産育児一時金の金額相当又はそれ以上であること。
- (5) 各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されること。

4 整備基準

(1) 施設

分娩取扱施設として必要な分娩室、病室等又は遠隔地からの妊産婦及びその家族のための宿泊施設を設けるものとする。

(2) 設備

分娩取扱施設として必要な分娩台、超音波診断装置、分娩監視装置等を整えるものとする。

5 留意事項

分娩取扱施設は、厚生労働省医政局が実施する各種調査等に協力し、事業の実施状況を報告すること。

新	旧
医政発第 0401007 号 平成 21 年 4 月 1 日 (略) <u>一部改正医政発 0623 第 17 号</u> <u>令和 5 年 6 月 23 日</u> 産科医療確保事業等実施要綱 第 1 産科医療機関確保事業 1 目的 この事業は、実際に分娩を取り扱う病院及び診療所（以下「産科医療機関」という。）が減少している現状にかんがみ、産科医療機関への財政的支援を実施することにより、身近な地域で安心して出産できる環境を整備することを目的とする。 2 事業の実施主体 この事業の実施主体は、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協その他厚生労働大臣が認める者とする。 3 設置基準 整備する産科医療機関については、以下の要件をすべて満たすもの又はこれに準じるものと都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めたものとする。 (1) 当該年度において分娩を取り扱うこと。 (2) 所在する地域が以下のいずれかに該当すること。 ア 前年度末において、分娩を取り扱う病院の数が 1 以下であり、かつ、分娩を取り扱う診療所の数が 2 以下である二次医療圏 イ 次に掲げる地域で、かつ、他に産科医療機関のない離島 (ア) 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により	医政発第 0401007 号 平成 21 年 4 月 1 日 (略) 産科医療確保事業等実施要綱 第 1 産科医療機関確保事業 1 目的 この事業は、実際に分娩を取り扱う病院及び診療所（以下「産科医療機関」という。）が減少している現状にかんがみ、産科医療機関への財政的支援を実施することにより、身近な地域で安心して出産できる環境を整備することを目的とする。 2 事業の実施主体 この事業の実施主体は、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協その他厚生労働大臣が認める者とする。 3 設置基準 整備する産科医療機関については、以下の要件をすべて満たすもの又はこれに準じるものと都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めたものとする。 (1) 当該年度において分娩を取り扱うこと。 (2) 所在する地域が以下のいずれかに該当すること。 ア 前年度末において、分娩を取り扱う病院の数が 1 以下であり、かつ、分娩を取り扱う診療所の数が 2 以下である二次医療圏 イ 次に掲げる地域で、かつ、他に産科医療機関のない離島 (ア) 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により

新	旧
離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」 (イ) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する「奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域）」 (ウ) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する「小笠原諸島」 (エ) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する「離島」 (3) 最寄りの他の産科医療機関まで通常の交通機関を利用して（通常の交通機関を利用できない場合は徒歩で）概ね1時間以上を要すること。 (4) 前年度の分娩取扱件数が概ね360件以下であること。 (5) 当該年度において妊産婦の健康診査を実施すること。 (6) 分娩費用が原則として健康保険法（大正11年法律第70号）第101条に規定する出産育児一時金の金額相当又はそれ以上であること。 (7) 各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されること。 4 整備基準 (1) 施設 産科医療機関として必要な分娩室、病室等又は遠隔地からの妊産婦及びその家族のための宿泊施設を設けるものとする。 (2) 設備 産科医療機関として必要な分娩台、超音波診断装置、分娩監視装置等を整えるものとする。 5 留意事項 <u>産科医療機関は、厚生労働省医政局が実施する各種調査等に協力し、事業の実施状況を報告すること。</u> 第2 分娩取扱施設整備事業 1 目的 この事業は、実際に分娩を取り扱う病院、診療所及び助産所（以下「分娩取扱施設」という。）が減少している現状にかんがみ、分娩取扱施設への財政的支援を実施することにより、身近な地域で安心して出産できる環境を整備することを目的とする。 2 事業の実施主体	離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」 (イ) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する「奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域）」 (ウ) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する「小笠原諸島」 (エ) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する「離島」 (3) 最寄りの他の産科医療機関まで通常の交通機関を利用して（通常の交通機関を利用できない場合は徒歩で）概ね1時間以上を要すること。 (4) 前年度の分娩取扱件数が概ね360件以下であること。 (5) 当該年度において妊産婦の健康診査を実施すること。 (6) 分娩費用が原則として健康保険法（大正11年法律第70号）第101条に規定する出産育児一時金の金額相当又はそれ以上であること。 (7) 各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されること。 4 整備基準 (1) 施設 産科医療機関として必要な分娩室、病室等又は遠隔地からの妊産婦及びその家族のための宿泊施設を設けるものとする。 (2) 設備 産科医療機関として必要な分娩台、超音波診断装置、分娩監視装置等を整えるものとする。 <u>(新設)</u> 第2 分娩取扱施設整備事業 1 目的 この事業は、実際に分娩を取り扱う病院、診療所及び助産所（以下「分娩取扱施設」という。）が減少している現状にかんがみ、分娩取扱施設への財政的支援を実施することにより、身近な地域で安心して出産できる環境を整備することを目的とする。 2 事業の実施主体

新	旧
この事業の実施主体は、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協その他厚生労働大臣が認める者とする。 3 設置基準 整備する分娩取扱施設については、以下の要件をすべて満たすもの又はこれに準じるものと都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めたものとする。 (1) 当該年度において分娩を取り扱うこと。 (2) 当該地域において、他に分娩を取り扱う施設が少なく、設置等の必要性を医療計画等に記載していること。 (3) 当該年度において妊産婦の健康診査を実施すること。 (4) 分娩費用が原則として健康保険法（大正11年法律第70号）第101条に規定する出産育児一時金の金額相当又はそれ以上であること。 (5) 各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されること。 4 整備基準 (1) 施設 分娩取扱施設として必要な分娩室、病室等又は遠隔地からの妊産婦及びその家族のための宿泊施設を設けるものとする。 (2) 設備 分娩取扱施設として必要な分娩台、超音波診断装置、分娩監視装置等を整えるものとする。 5 留意事項 <u>分娩取扱施設は、厚生労働省医政局が実施する各種調査等に協力し、事業の実施状況を報告すること。</u> <u>(削除)</u>	この事業の実施主体は、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協その他厚生労働大臣が認める者とする。 3 設置基準 整備する分娩取扱施設については、以下の要件をすべて満たすもの又はこれに準じるものと都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めたものとする。 (1) 当該年度において分娩を取り扱うこと。 (2) 当該地域において、他に分娩を取り扱う施設が少なく、設置等の必要性を医療計画等に記載していること。 (3) 当該年度において妊産婦の健康診査を実施すること。 (4) 分娩費用が原則として健康保険法（大正11年法律第70号）第101条に規定する出産育児一時金の金額相当又はそれ以上であること。 (5) 各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されること。 4 整備基準 (1) 施設 分娩取扱施設として必要な分娩室、病室等又は遠隔地からの妊産婦及びその家族のための宿泊施設を設けるものとする。 (2) 設備 分娩取扱施設として必要な分娩台、超音波診断装置、分娩監視装置等を整えるものとする。 <u>(新設)</u> 第3 産科医療を担う産科医等の確保事業 1 目的 この事業は、分娩を取り扱う産科医・産婦人科医（以下「産科医等」という。）がいない又は不足する医療機関がある現状にがんがみ、産科医等を派遣する医療機関への財政支援を実施することにより、身近な地域で安心して出産できる環境を確保すること及び医師の勤務環境の改善を目的とする。

新	旧
	る。 2 事業の実施主体 この事業の実施主体は、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協その他厚生労働大臣が認める者とする。 3 対象施設 以下の要件をすべて満たすもの又はこれに準じるものと都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めたものとする。 (1) 産科医等の確保が困難な医療機関に産科医等を派遣する場合であって、派遣に関する医療機関間又は院長間の合意書等があること。 (2) 合意書等には、産科医等の派遣計画を盛り込むなど、継続した産科医療の確保に努めること。 (3) 就業規則又は労働条件通知書等において、産科医等に対して派遣日数に応じて支給される手当（派遣手当等）について明記している医療機関であること。

以上